

江別市火災予防条例（昭和50年条例第24号）第54条の5第1項の規定に基づき、消防長が指定する洞道等（以下「指定洞道等」という。）を下記のとおり告示する。

令和3年3月31日

江別市消防長 内 山 洋

江別市火災予防条例第54条の5第1項の規定に基づく指定洞道等は、通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設、改修工事又は維持管理のため通常人が出入りすることのできるもので、次に掲げるものとする。

- 1 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道その他これに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が30メートル以上のもの
- 2 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及び地下の工作物
- 3 上記1号及び2号以外のもので段差、曲折等を有し、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。